

様式第1号

会議録

会議の名称	令和元年度第1回所沢市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和元年7月30日(火) 午後3時00分 から 午後4時45分まで
開催場所	所沢市役所 6階 602会議室
出席者の氏名	千草孝雄(会長)、浅木尚実、長田悦子、久保田政江、近藤宏一、 笹原文男(職務代理)、西山礼二郎、矢部豊子、渡邊貴恒
欠席者の氏名	保崎則雄
議題	(1)個人情報取扱事務届出事項の報告 (2)オンライン結合による提供の開始に伴う報告 (3)市の施設における防犯カメラの設置及び利用に関する基準の規定に 基づく報告 (4)情報公開・個人情報保護制度の実施状況等の報告 (5)その他
会議資料	資料No.1 個人情報取扱事務届出書等の届出状況 資料No.2 オンライン結合に関する報告一覧 資料No.3 防犯カメラの設置に関する報告 資料No.4-1 平成30年度の情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況 資料No.4-2 特定個人情報取扱監査結果について(概要) 資料No.4-3 庁内新聞「市政情報通」
担当部課名	市民部市民相談課課長 渕江弘行 市民部市民相談課市政情報センター所長 敦賀直幸 市民部市民相談課市政情報センター主任 岡崎晋二郎 電話 04(2998)9206

様式第2号

発言者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
洵江 課長	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の開会に先立ち、委員及び事務局職員を紹介 ・会議の開会を宣言 ・委員10名のうち過半数である9名が出席していることから、会議が成立していることを確認
千草 会長	(挨拶)
洵江 課長	・本日の議事(報告事項4件)の確認
議 長	(これより、審議会条例第7条第1項に基づき、千草会長が進行する。)
	<ul style="list-style-type: none"> ・配布資料の確認(事務局が資料の確認を行った。) ・傍聴者の確認(傍聴者1名について入室を許可した。)
議 長	では、本日の議事に入ります。報告事項4件について事務局から説明してください。
	議事(1) 個人情報取扱事務届出事項の報告
岡崎 主任	・資料1に基づき「個人情報取扱事務届出事項の報告」について説明した。
議 長	ただいまの説明に関して、委員の皆様から質問等がありますか。
近藤 委員	個人情報取扱事務届出書は、事務を開始するときにあらかじめ届出るものですが、資料を見てもと事後的に届出がされているものもあります。これはどういうことですか。
岡崎 主任	ご指摘の点は、所管課の届出が遅れてしまったために、本来事前に届出るべきものが事後的になってしまっているものです。この点については、市民相談課から各部署に対し、事前に届け出るよう周知を図っているところです。
議 長	ただいま説明がありましたがいかがですか。
近藤 委員	おっしゃるとおり、ご対応いただきたいと思います。
議 長	では、次の報告事項について事務局から説明してください。
	議事(2) オンライン結合による提供の開始に伴う報告
岡崎 主任	・資料2に基づき「オンライン結合による提供の開始に伴う報告」について説明した。
議 長	ただいまの説明に関して、委員の皆様から質問等がありますか。
長田 委員	マイナンバー制度に係る情報連携について、国が設置する情報連携ネットワークシステムに全国の市町村や行政機関のシステムが接続しているとのことですが、例えばある自治体のシステムが不正アクセスを受けた場合に、所沢市には、所沢市のシステムから流れていく情報を止める権限はあるのですか。
岡崎 主任	そのような事態になったときに、所沢市の権限で所沢市の情報をネットワークから切り離すことは可能です。ご指摘のとおり、全国の機関のシステムが

	<p>ながっていることで、芋づる式に情報漏えいが発生するのではないかと懸念されます。その対策として、全国の機関の情報をどこか一箇所で一元管理することをせず、従来どおり各機関において分散管理されていますので、例えばどこかの一機関が不正アクセスを受けたとしても、その機関以外に被害は広がらない仕組みであると聞いています。情報連携ネットワークシステムは、各機関間で情報をやりとりするときにだけ使うものであり、そこに情報を溜めておくことはありません。</p>
議長	<p>ただいま説明がありましたがいかがですか。</p>
矢部委員	<p>情報連携ネットワークシステムに随時全体の情報があるわけではなく、必要なときだけ引き出せるということですね。</p>
議長	<p>問題が生じたときには、その時点で情報を出さなければそれ以上のことは起こらないシステムだと理解してよろしいですか。</p>
岡崎主任	<p>そのように理解しております。</p>
渡邊委員	<p>専門分野なので解説させていただきます。</p> <p>情報は各機関がそれぞれ管理しており、例えば所沢市がA市の情報を必要とするときに情報連携ネットワークシステムにつなぐと、A市の情報をもらうことができます。また、所沢市とA市、B市、C市それぞれ個別にシステムをつなぐことは難しいため、国が共通の仕組みとして情報連携ネットワークシステムを用意したのですが、そこに情報が集まっているわけではありません。ご心配の不正アクセスを受けたらどうするのかという点については、国が責任をもって対策を講じていますし、各機関側も国の特定個人情報保護評価というチェックリストに合格した機関しかつなぐことができない仕組みになっているはずです。</p> <p>私からも質問したい点があるのですが、特定個人情報保護評価の具体的な項目が分かれば教えていただけますか。またその評価結果はどうでしたか。</p>
議長	<p>いまの2点についてお答えいただけますか。</p>
岡崎主任	<p>特定個人情報保護評価の項目は、保有する特定個人情報ファイル、使用するシステム、委託先、リスク対策などです。評価結果については、特段の問題はありませんでした。</p> <p>特定個人情報保護評価を行う事務のうち全項目評価を行う事務、所沢市においては住民基本台帳事務及び住民税課税事務について、評価を実施する際に第三者の点検が必要になります。その第三者点検を本審議会で行っていただいている状況です。直近では平成29年7月に点検を行っていただき、評価の内容を認めていただいた経緯がございます。</p>
渡邊委員	<p>特定個人情報保護評価のリストは国で定められた項目ですか。</p>
岡崎主任	<p>国で定められた項目です。</p>
議長	<p>その他に何かありますか。</p>

西山委員	病院間で、個人の病気のデータを共有できないかと考えています。例えばレントゲン写真を病院間で共有できれば、全体として正確な診断ができるようになり、その都度写真を撮る必要もなくなります。オンライン結合がすでに実施されているということで、病院のデータも共有していただければ、医療費の削減にもなるのではないかと思います。
議長	これは病院の問題であります、市の方で何かできることがありますか。
渕江課長	カルテの共有という医療現場でのお話ですので、市の行政が直接何かをするということは難しいと考えます。医療情報で行政が関係するとすれば、今後、レセプトデータを非識別加工して活用する等の展開は、国の動きとして考えられるかと思います。
議長	市での議論に馴染むかという問題はありますが、重要な問題ではあると思います。
西山委員	私も難しいと思います。国が取組んでいかなければ叶わない問題だと思います。
議長	他にも薬剤投与の問題など、医療情報の問題はいろいろありますが、ここでの議論は難しいということによろしいですか。 その他に何かありますか。
近藤委員	マイナンバー制度に係るオンライン結合ということで、所沢市の情報を他市が随時入手し得る状態という説明でしたが、外部提供の要件である本人の同意を得ている状態や法令等の定めがある状態でなければ所沢市は情報を提供しないという理解でよろしいですか。
岡崎主任	マイナンバー制度に係るオンライン結合は、マイナンバー法(通称)の規定に基づき実施するもので、法令等の定めがある状態ですので、個人情報を外部に提供することが可能という整理になります。
近藤委員	そうすると、マイナンバー制度に係るオンライン結合では、所沢市が情報を出すか出さないかの判断をすることはなく、常に情報を出す状況にあるという理解でよいのですか。
岡崎主任	おっしゃるとおりです。情報連携ネットワークシステムと所沢市のシステムをつないでいる「中間サーバー」と呼ばれるシステムがあり、今回報告のあった事務については、データの副本を中間サーバーにセットしています。データがセットされている間は、他機関が随時入手し得る状態となっています。
議長	では、次の報告事項について事務局から説明してください。
	議事(3) 市の施設における防犯カメラの設置及び利用に関する基準の規定に基づく報告
岡崎主任	・資料3に基づき「市の施設における防犯カメラの設置及び利用に関する基準の

	規定に基づく報告」について説明した。
議 長	ただいまの説明に関して、委員の皆様から質問等がありますか。
笹原委員	今まで、例えば警察などから防犯カメラの記録を利用したいという要望がありましたか。
岡崎主任	事務局が把握している事例としては、市の施設で窃盗事件が発生し、その捜査のために警察から防犯カメラの記録を求められ、提供したという事例がありました。
笹原委員	そのような時は基準に則って提供するのですか。
岡崎主任	はい。
議 長	その他に何かありますか。
浅木委員	こどもと福祉の未来館は、多いときは1日に400人以上が利用する非常に活発な施設です。そういった施設の防犯カメラの設置場所は、施設側で決めるのですか。それとも警察の方で決めるのですか。
洵江課長	防犯カメラは、市の施設にその施設の管理者が設置するものですので、設置場所については市が判断しています。
議 長	その他に何かありますか。
西山委員	市として防犯カメラをネットワーク化する予定はありますか。世界的には顔認証や行動認証などの技術を取り入れて、より大きな効果を発揮している事例があります。防犯カメラをオンライン化すれば防犯能力がさらに強力になるのではないかと思います。
議 長	将来のことになるので、ここでの議論に馴染むかわかりませんが、事務局から何かありますか。
洵江課長	本審議会では、防犯カメラに記録される画像が個人情報にあたるという観点から設置基準を設け、事務局から設置状況を報告させていただいております。将来的な展開については、本審議会においては難しいと考えます。
議 長	審議会の性質は、市から何らかの諮問があつて審議するもので、審議会からの提案は制度上難しいと思いますが、ただいまの説明でよろしいですか。その他に何かありますか。
近藤委員	基準には、「防犯カメラの画像の保存期間は概ね2週間とする」や「防犯カメラが作動している旨の表示を設置場所付近の見やすい場所に掲げる」などの規定がありますが、各施設でこのとおり運用されているか、市政情報センターで確認を取っていますか。
洵江課長	基準では、防犯カメラの管理責任者を置くこととしております。他の個人情報の取り扱いと同じですが、本審議会とその事務局である市政情報センターでは取り扱いの基準を定め、その後の運用については市長部局や教育委員

	会などの実施機関が、それぞれの責任の下で基準に沿って行う制度となっております。
議 長	では、次の報告事項について事務局から説明してください。
	議事(4) 情報公開・個人情報保護制度の実施状況等の報告 ①情報公開・個人情報保護制度の実施状況
岡 崎 主 任	・資料4-1に基づき「情報公開・個人情報保護制度の実施状況」について説明した。
議 長	ただいまの説明に関して、委員の皆様から質問等がありますか。
長 田 委 員	個人情報開示請求は住民票関係の請求が多く、中でも、自身の住民票等を第三者が取得したことについて調べるために開示請求する方が多いという説明がありました。埼玉県内では、本人以外が住民票の写し等を請求した際に、本人に事前確認することとしている市町村がありますが、所沢市ではどうしていますか。
敦 賀 所 長	所沢市では市民課において、本人以外の第三者に住民票等を交付した場合に、事前に登録した方にその事実をお知らせする「本人通知制度」を実施しています。個人情報開示請求では、本人通知を受けた方が誰に交付されたのかを調べるために請求する事例が多いです。
議 長	では、次の報告事項について事務局から説明してください。
	議事(4) 情報公開・個人情報保護制度の実施状況等の報告 ②マイナンバー制度関係
岡 崎 主 任	・資料4-2に基づき「マイナンバー制度関係」について説明した。
議 長	ただいまの説明に関して、委員の皆様から質問等がありますか。
長 田 委 員	コンビニ交付された印鑑登録証明書に何か問題があったことはありますか。
淵 江 課 長	特に問題があったと聞いておりません。
長 田 委 員	市役所で交付される印鑑登録証明書等には特別な用紙を使用していると思いますが、コンビニで交付される証明書にもそのような用紙が使われているのですか。
渡 邊 委 員	試しに、市役所、所沢駅サービスコーナー、コンビニの3ヶ所で発行したことがあります。コンビニで発行したのも複写防止になっていましたし、手で触った感じでも他と違いを感じませんでした。
矢 部 委 員	コンビニ交付の利用率が2%ということでしたが、利用される方が少ないのですね。もう少し使われているのかと思っていました。
議 長	印鑑登録証明書をコンビニで発行できるという事実があまり知られていないのではないのでしょうか。
長 田 委 員	コンビニ交付の前提となるマイナンバーカードを持っている方が少ないのだ

	<p>と思います。マイナンバー制度の情報管理に対する不信感が根強いのかもかもしれません。国としては、利用できる情報をさらに増やしたいと考えているようですが、不安を取り除かない限り進まないと思います。</p>
久保田委員	<p>マイナンバーカードを持っている人が少ないのですから、コンビニ交付の利用率も上がらないですね。</p>
矢部委員	<p>マイナンバーカードの普及率はどのくらいですか。</p>
岡崎主任	<p>10%台半ばだったと記憶しています。</p>
久保田委員	<p>便利さよりも全部分かってしまうのが心配という気持ちがあるようです。</p>
議長	<p>住民基本台帳の時も同じでしたが国の試みに対する不安があるのでしょうか。では、次の報告事項について事務局から説明してください。</p>
	<p>議事(4) 情報公開・個人情報保護制度の実施状況等の報告 ③職員に対する研修・啓発</p>
岡崎主任	<p>・資料4-3に基づき「職員に対する研修・啓発」について説明した。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関して、委員の皆様から質問等がありますか。</p>
渡邊委員	<p>庁内新聞「市政情報通」は、あくまで職員の方向けで、公開はしていないのですか。新聞自体の公開が難しいとしても、市政情報センターが職員に向けて啓蒙活動をしていることだけでも公開していただけると、市民としても安心できると思います。</p>
岡崎主任	<p>現状としては、内部の職員向けに発行しており、一般に公開していくことは今後検討が必要だと思えます。ただし、職員に向けて研修・啓発を行っていること自体は、市政情報センターとしても様々な場面で機会を捉えて発信していきたいと思えます。</p>
議長	<p>情報公開というものが問題になってきたのは自治体からでした。情報公開条例が制定されて、それが積み重なり、情報公開法という国レベルの法律ができました。情報公開制度にはそのような経緯があります。その情報公開法ができる前に、既に、行政の広報・パブリックリレーション(PR)、いまの言葉でいうと情報の提供を充実させていくべきだという指摘が出てきていました。事務局からの説明にあったように、十分に情報を提供すれば公文書公開請求は必要ないということも言えないことないと思えます。ただし、職員の方々も忙しいのでどこまで広報に力を入れられるかという問題もあると思えます。先ほどの例ですと印鑑登録証明書がコンビニで発行できるということも、もっと広報すべきことなのかもしれませんが、市は広報に対してどの程度力を入れられるものでしょうか。</p>
洵江課長	<p>情報公開の3分類「公文書公開請求」「情報の公表」「情報の提供」のうち、「情報の提供」は市が任意で実施するものです。「情報の提供」により、情報が</p>

	容易に市民の手に届くかたちをいかにつくるかが重要だと考えております。市政情報センターでは、要望の多い文書を、「公文書公開請求」ではなく各部署の窓口で入手できるよう、各部署に働きかけるなどして推進しています。
議長	最後に、議事(1)～(4)全体としてご意見やご感想等がありますか。
浅木委員	情報公開とは逆に、ストーカーやDVの被害にあわれている方が引っ越して加害者に居どころが知られないようにするために、どのような防止策がありますか。また、例えばアメリカでは性犯罪者に関する情報について自治体間での共有化が進んでいますが、所沢市ではどのような状況ですか。
渕江課長	まず、DV等の被害により住所を変更しないまま転居された方等については、市民課での住民登録の際に、ご本人からの申出により、個人情報の取扱いに十分注意するよう庁内で共有する制度がございます。次に、犯罪歴の共有化についてですが、市は必要な個人情報のみを収集することが原則であり、犯罪歴は機微情報ですので、アメリカのように行政での情報共有を進めていくということは、現状では難しいと考えます。
議長	DV被害者の情報や犯罪に関する情報は、トップシークレットに属する個人情報です。これを今の取扱いからさらに一段、重要な秘密事項として扱うということは、自治体に対する要請としてあるのではないかと思います。 その他に何かありますか。
西山委員	先ほども発言しましたが、防犯カメラの重要性を感じていますので、より効果的・強力な使い方を市でも検討していただければと思っております。
議長	その他に何かありますか。 ご質問・ご感想が出揃ったようですので、議事(1)から(4)までについては、これで終了とさせていただきますと思います。
	議事(5) その他
議長	続きまして、議事(5)その他に移ります。 事務局から何かございますか。
敦賀所長	特にありません。
議長	委員の皆様からは何かございますか。 特に無いようですので、本日の審議を終了いたします。 以後の進行を事務局へお返しいたします。
渕江課長	・会議の閉会を宣言

以上